

I 育児休業等実態調査の結果

1 育児休業の取得状況

(1) 新規取得者数及び取得状況

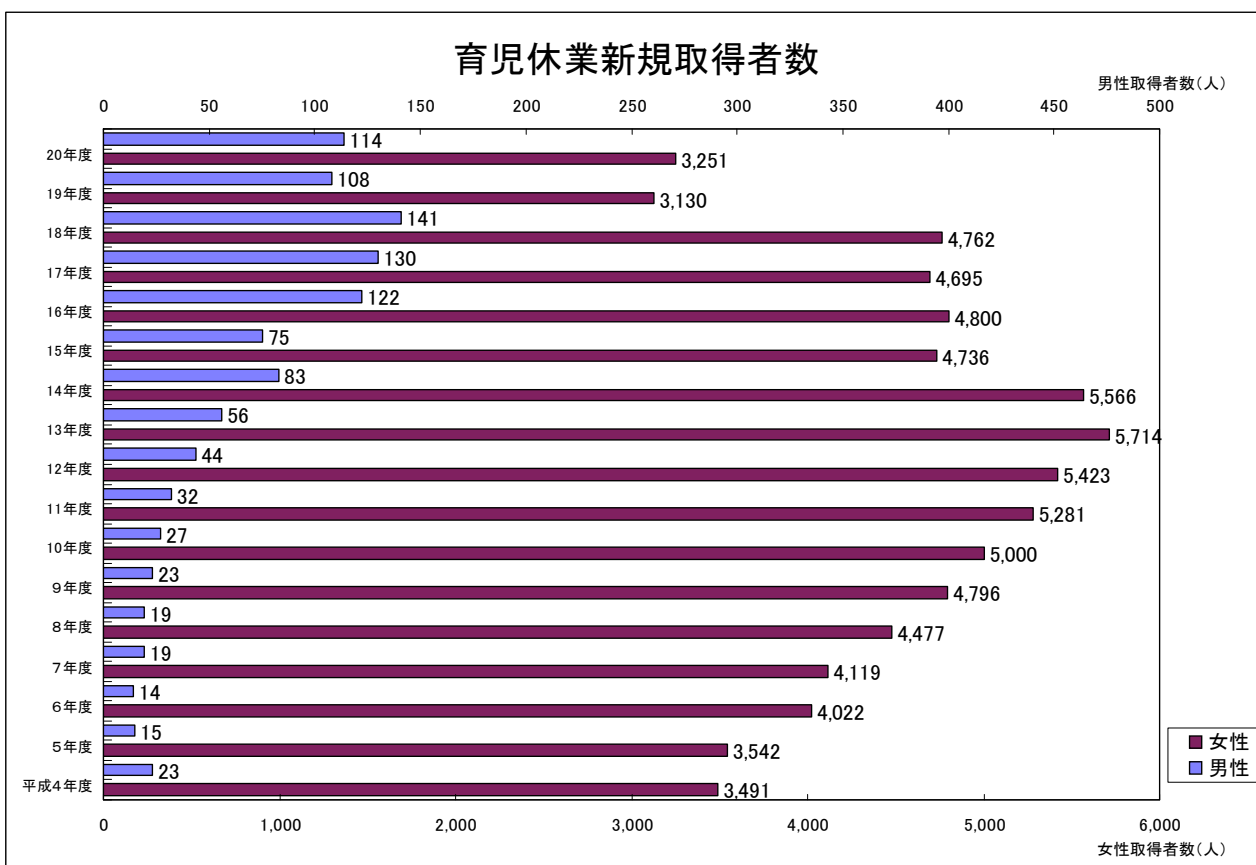
平成20年度に新たに育児休業をした職員（一般職の国家公務員。以下同じ）は、3,365人（男性114人、女性3,251人）となっており、前年度に比べ、総数では127人増加（男性6人増加、女性121人増加）となっている。また、平成20年度に育児休業をした全体の職員は、6,890人（男性144人、女性6,746人）となっている。

育児休業の取得状況をみると、男性1.4%、女性97.3%となっており、前年度に比べ、男性0.1ポイント、女性1.1ポイントの上昇（前年度男性1.3%、女性96.2%）となっている。

（注）「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するための休業をする制度。

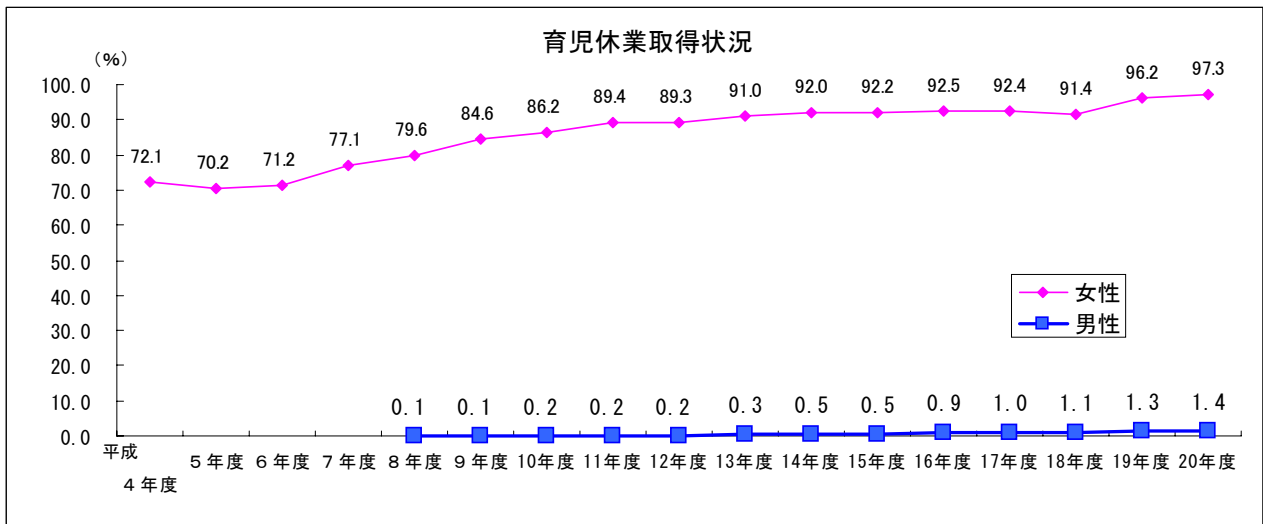
「取得状況」として示した割合は、平成20年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

なお、平成20年度中に新たに育児休業が可能となった職員数は、同年度中に子が生まれた男性職員と同年度中に産後休暇が終了した女性職員（平成20年2月4日から平成21年2月2日までに出産した女性職員）の総数。



（注）平成15年度以降の調査においては、平成16年4月に法人化された国立大学等を含まない。

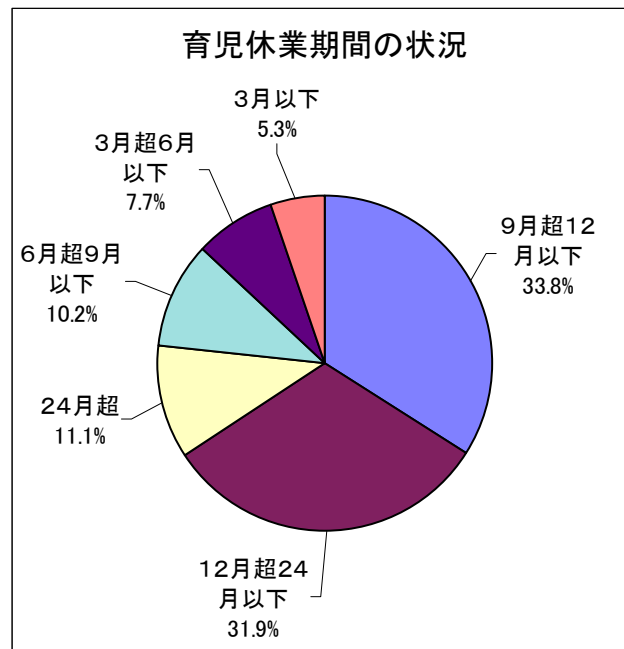
また、平成19年度以降の調査においては、平成19年10月に民営化された日本郵政公社を含まない。



(2) 新規取得者の育児休業期間

平成20年度に新たに育児休業をした職員の休業期間の平均は、13.5月となっており、前年度に比べ、0.2月伸びている。

休業期間の分布状況をみると、「9月超12月以下」が33.8%と最も多く、次いで「12月超24月以下」が31.9%、「24月超」が11.1%の順となっている。また、「12月超」の割合は42.9%となり、前年度に比べ、1.8ポイント増加している。

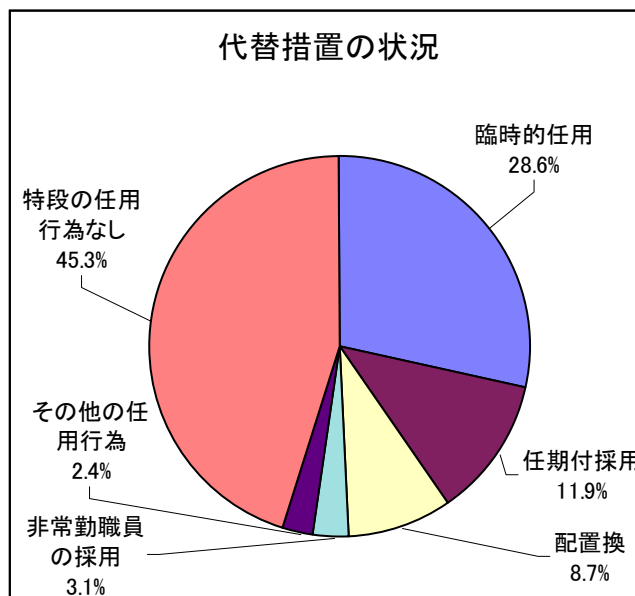


(3) 新規取得者の代替措置

平成20年度に新たに育児休業をした職員の54.7% (前年度56.8%) について、その職員の業務を処理するために何らかの任用行為を伴った代替措置が講じられている。

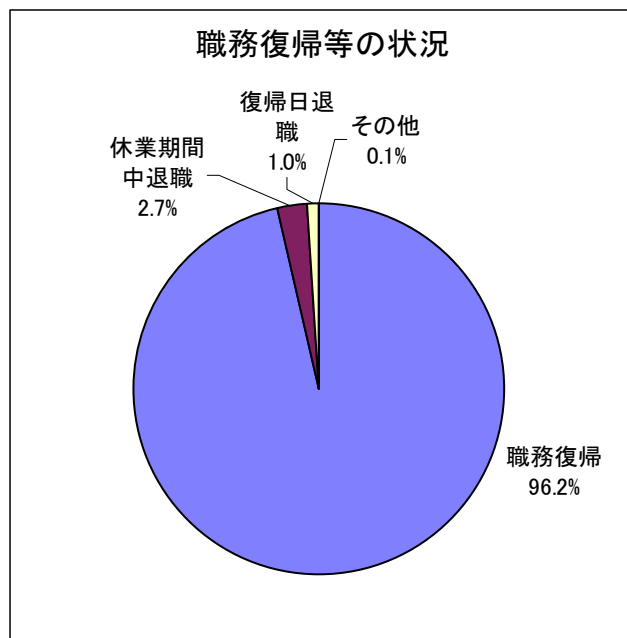
代替措置の状況をみると、「臨時的任用」が28.6%と最も多く、次

いで「任期付採用」が11.9%となっている。



(4) 職務復帰等の状況

平成20年度に育児休業を終えた者のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて3.7%となっており、育児休業を終えた者の96.2%（前年度95.5%）が職務に復帰している。



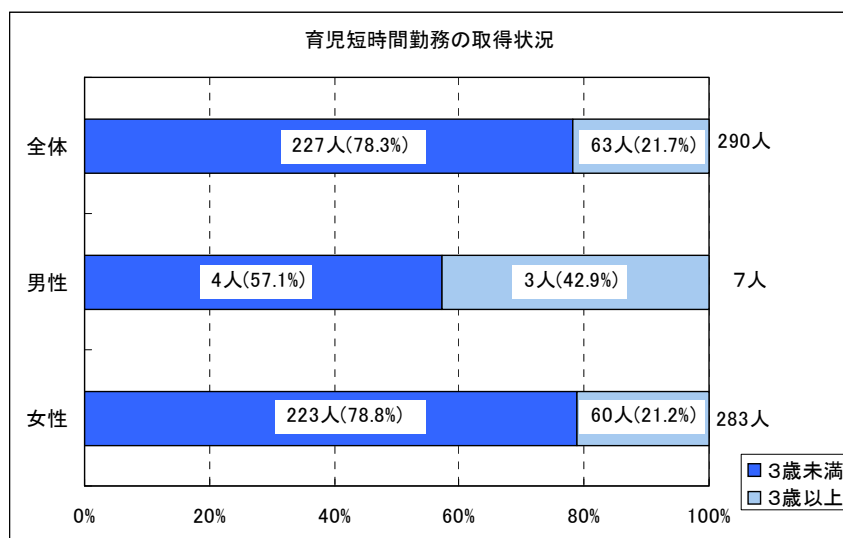
2 育児短時間勤務の取得状況

平成20年度に新たに育児短時間勤務をした職員は、290人（男性7人、女性283人）となっており、前年度に比べ、総数では148人増加（女性148人増加）となっている。

そのうち、開始時に子が3歳未満の職員は227人（男性4人、女性223

人) となっている。

(注) 「育児短時間勤務制度」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務を行う制度(平成19年8月1日施行)。

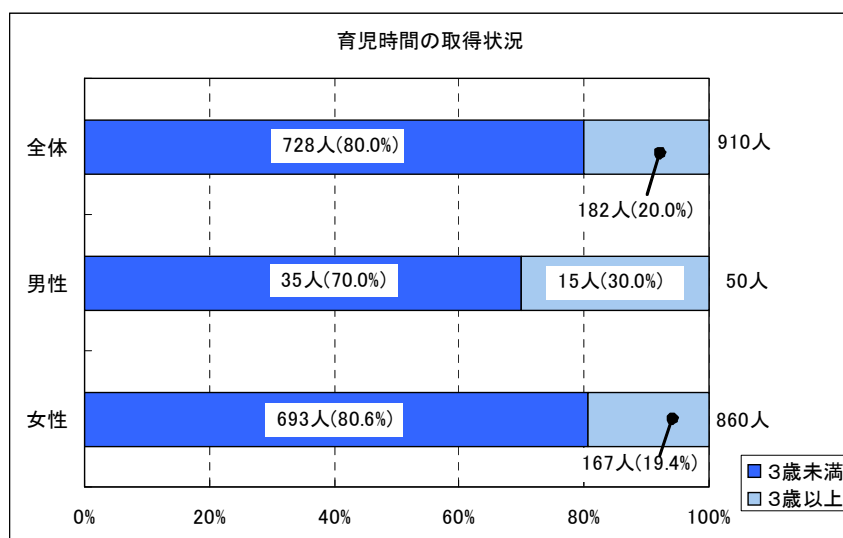


3 育児時間の取得状況

平成20年度に新たに育児時間を取得した職員は910人(男性50人、女性860人)となっており、前年度に比べ、48人増加(男性16人増加、女性32人増加)となっている。

そのうち、開始時に子が3歳未満の職員は728人(男性35人、女性693人)となっている。

(注) 「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間まで勤務を免除できる制度。



Ⅱ 仕事と育児の両立支援のための休暇制度の使用実態調査の結果

1 男性職員の配偶者出産休暇の使用実態

平成20年度に配偶者出産休暇を使用した男性職員（一般職非現業国家公務員。以下同じ）は5,805人で、平均使用日数は1.7日となっている。

（注）「配偶者出産休暇」は、男性職員が、妻の出産に伴い入院の付き添い等のために、出産のため入院した日から出産の日後2週間を経過する日までに使用できる休暇（2日）

使用者数	平均使用日数
5,805人	1.7日

前回調査(平成19年)

使用者数	平均使用日数
5,737人	1.7日

（参考）平成20年度に子どもが生まれた男性職員（7,357人）を基礎に試算すると、配偶者出産休暇の取得割合は78.9%である。

2 男性職員の育児参加休暇の使用実態

平成20年度に育児参加休暇を使用した男性職員は2,819人で、平均使用日数は3.3日となっている。

（注）「育児参加休暇」は、男性職員が、出産に係る子又は小学校就学前までの子を養育するために、妻の産前産後期間中に使用できる休暇（5日）

使用者数	平均使用日数
2,819人	3.3日

前回調査(平成19年)

使用者数	平均使用日数
2,257人	3.3日

（参考）平成20年度に子どもが生まれた男性職員（7,357人）を基礎に試算すると、育児参加休暇の取得割合は38.3%である。

以 上

平成20年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数 (A)	平成20年度中 に新たに育児 休業が取得可 能となった職 員数(B)	取得率(%) A/B	新規取得者数 (A')	平成20年度中 に新たに育児 休業が取得可 能となった職 員数(B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	1	24	4.2%	9	8	112.5%
人事院	1	11	9.1%	4	4	100.0%
内閣官房	0	6	0.0%	0	0	-
内閣法制局	0	5	0.0%	0	0	-
内閣府	3	69	4.3%	19	19	100.0%
宮内庁	0	25	0.0%	4	3	133.3%
公正取引委員会	1	27	3.7%	6	6	100.0%
警察庁	2	198	1.0%	21	22	95.5%
金融庁	0	70	0.0%	3	3	100.0%
総務省	0	84	0.0%	27	26	103.8%
公害等調整委員会	0	1	0.0%	0	0	-
消防庁	0	4	0.0%	0	0	-
法務省	12	1,393	0.9%	289	296	97.6%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	1	50	2.0%	5	5	100.0%
外務省	7	181	3.9%	44	41	107.3%
財務省	3	447	0.7%	121	124	97.6%
国税庁	21	1,340	1.6%	438	424	103.3%
文部科学省	1	60	1.7%	15	14	107.1%
文化庁	0	5	0.0%	3	3	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	14	602	2.3%	417	428	97.4%
社会保険庁	5	360	1.4%	167	172	97.1%
農林水産省	10	370	2.7%	109	109	100.0%
林野庁(国有林野事業を除く。)	0	16	0.0%	0	0	-
水産庁	1	30	3.3%	5	5	100.0%
経済産業省	2	108	1.9%	38	36	105.6%
資源エネルギー庁	0	13	0.0%	6	8	75.0%
特許庁	3	60	5.0%	17	17	100.0%
中小企業庁	0	4	0.0%	1	1	100.0%
国土交通省	18	1,287	1.4%	228	229	99.6%
観光庁	0	1	0.0%	0	0	-
気象庁	0	84	0.0%	20	18	111.1%
運輸安全委員会	0	0	-	0	0	-
海上保安庁	0	388	0.0%	11	12	91.7%
環境省	0	32	0.0%	5	5	100.0%
防衛省	0	2	0.0%	0	0	-
小 計	106	7,357	1.4%	2,032	2,038	99.7%
林野庁(国有林野事業)	0	107	0.0%	22	22	100.0%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	0	0	-
独立行政法人統計センター	0	6	0.0%	14	14	100.0%
独立行政法人造幣局	0	19	0.0%	3	3	100.0%
独立行政法人国立印刷局	1	100	1.0%	31	31	100.0%
独立行政法人国立病院機構	4	507	0.8%	1,132	1,217	93.0%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	2	11	18.2%	9	9	100.0%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	1	5	20.0%	1	1	100.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	4	0.0%	7	7	100.0%
小 計	8	759	1.1%	1,219	1,304	93.5%
総 計	114	8,116	1.4%	3,251	3,342	97.3%

- (注) 1 「新規取得者数」とは、平成20年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者等を除く。)を取得した人数をいう。
2 「平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員については、平成20年度中に子が出生した者の数、女性職員については、平成20年度中に産後休暇が終了し育児休業等が取得できることとなった者(平成20年2月4日から平成21年2月2日までに出産した者のうち、産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除いたもの)の数をいう。
3 「取得率」とは、「平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(平成20年度中に新たに育児休業を取得した者(平成17～19年度取得可能となった職員数を含む))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。